

水産海洋研究の諸問題に関する研究座談会

主催 水産海洋研究会

日 時： 昭和51年3月24日 13:30～17:15
会 場： 東京水産大学資料館 2階講義室
コンピナー： 石野 誠（東京水産大学）
川上 武彦（東海区水産研究所）

あいさつ 石野 誠

話題および話題提供者

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 海洋法と今後の水産 | 高橋 武伸（日本水産株式会社） |
| 2. 今後の水産のあり方，水産海洋研究のすすめ方 | 須田 明（水産庁研究開発部） |
| 3. 水産環境情報モデルシステム整備に関する提案 | 馬場 邦彦（株式会社オーシャンルーツ） |

あ い さ つ

石野 誠（東京水産大学）

現在、200海里排他的経済水域等に関わる新海洋法の問題が論議されており、わが国各界においても多大な関心をもたれ、中でも水産業にとっては極めて重大な問題となっていることは、今更いうまでもないことである。

そこで今回はこの問題を含め、今後の水産および水産海洋研究のあり方などについて、研究者、漁業者一体となってザックバランに話し合える場を水産海洋研究会として持ちたいと考え、このような企画をした。

この企画は今後幾回かくり返されていくべきものと思うが、とりあえず今回は高橋さんから「海洋法と今後の水産」、須田さんからは「今後の水産のあり方，水産海洋研究のすすめ方」、馬場さんから「水産環境情報モデルシステム整備に関する提案」といった内容の話題の提供をいただき、参加者との間で論議ができれば幸いである。

1. 海洋法と今後の水産

高橋 武伸（日本水産株式会社）

外地事業に関する業務に従事していることから水産業界の海洋法対策に参画し、その関係上76年4月から5月の間国連第三次海洋法会議第四会期を水産庁の手配を得て傍聴した。ついては会議の概要を述べ、次いで新海洋法秩序に対する対策に触れ御参考に供し度い。

1. 国連第三次海洋法会議第四会期について

1) 今期会議の目的

第四会期の目的は75年の第三会期で取纏めた非公式単一交渉草案に対する各国の意見を徴して修正し、改訂単一草案を作成することにあつた。

2) 会議の構成

今回の会議も1973年の第一会期で決められた組織、即

ち総会と一般委員会を運営する議長団と事務局、深海底の平和利用を取り扱う第一委員会、科学調査と海洋の汚染を取り扱う第三委員会及びその他の事項を取り扱う第二委員会から構成されていた。

3) 第二委員会の討議状況

第二委員会では水産や海運に直接関係する領海、経済水域、国際海峡等実に137条に及ぶ項目を網羅し、然も国別の利害が激しく対立する問題を含んでいたため、ベネズエラのアギラール委員長は議事進行のため原案である単一草案に賛成の国は沈黙を守るとの“ルール・オブ・サイレンス”なる手続きを採用し、修正提案又はそれに対する賛否の意見のみ討議することとして進出した。そ

れでも参加国約 150, 出席国約 80前後の熱論が展開される第二委員会の討議はしばしば夜間に及んだ。

4) 水産に関連する主な条項の討議の概要

i) 生物資源の保護

単一草案第50条生物資源の保存の項目は沿岸国優先が明確に打ち出されている規定であるが、そのうち許容漁獲量の決定については従来利用し得る最善の証拠に基づいて行う、となっていたが、最善の「科学的」証拠に基づいて行う、とのオランダの修正提案が提出され、日本、EC 等が賛成し反論も少なく、そのように修正された。

ii) 生物資源の利用

第51条は他国の入漁に関しても規定しているが、許容漁獲量の自国割当を除く余剰分への他国の入漁を認めるに当たって、資源の保存と直接関係のない社会的経済的条件を付するのは不適當であり、削除すべきであるとの提案がオランダから出され、EC や日本が賛成したが、途上国グループの反対強く結局原案のままの規定となった。

iii) 高度回遊性魚種の取扱い

高度回遊性魚種の項では、日本代表より単一草案の対象魚種中に高度回遊魚ではない魚種も含まれているので、カツオ・マグロに限定すること、また鯨類は特別な国際条約で保護されているのでこの項から削除することが提案され、西独の賛成、ソ連の検討に値するとの意見の他さしたる反論もなかったことより修正が予想されたが、結果は寧ろ逆で、海産哺乳類の規定は改訂単一草案では第54条として独立し、然も適正利用の概念から除外するとのアメリカの意向を強く反映した結果となった。

iv) 溯河性魚種の取扱い

溯河性魚種の規定は前記海産哺乳類の条項が新設されたことより、改訂単一草案では一条繰下げられ第55条となった他、字句上の修正が行われ、実質的に母川国の第一義的権利を補正することとなった。さしたる討議もなく表面の低調さとは裏腹に、従来の暗黙の諒解を形式論で損うことの無いよう会議場の内外で関係国と熱心な話し合いを続けられた水産庁代表始め、担当各位の御尽力は特筆しておかなければならない。

5) 今後の見通し

海洋法制定の手順としては、改訂草案を検討のうえ公式草案が作り上げられ、国連本会議で採択されれば新海洋法が成立することになる。アメリカは今回会期中の4月13日に1976漁業保存管理法を成立させ、大統領選挙を有利に闘おうとする国内的理由と、同法が米国の独善で

あるとの非難をかわすための国際的理由の二点より新海洋法の成立を早める必要あり、各国へ働きかけて引続き第五会期を8月からニューヨークで開催することに成功した。従って海洋法の内容には未だ深海底開発機関の組織や機能、或いは内陸国の権利など大きな問題はあっても、当事国のグループが妥協に達すれば前記の手順が一気に進み、早期成立の可能性が出て来ている。ゆえに日本としてもこれに備え、多様な対策の具体的な推進を図る必要があると考える。

2. 今後の水産

1974年の日本の漁獲 1,081 万トンのうち 428 万トンは外国の200浬水域内で漁獲されたものである。また国民の蛋白食料の約半分は水産物が占めている。そして政府は1985年の水産物の需要見通しを 1,352 万トンとし、国内生産を 1,200 万トン、輸入 157 万トンと推定している。来るべき新海洋法時代はこれらの漁獲や需給関係に甚大な影響を与え、日本の水産業と関連分野に大きな変革を迫るものと予想される。その際の打撃を軽減するための対策と問題点を挙げれば、大凡次のようなことが考えられる。

1) 政府交渉による漁業実績の確保

日米交渉などがその実例であるが、新海洋法秩序のもとでは、沿岸国による資源保存措置が強化されることから漁獲量の減少は避けられず、その結果如何によっては減船など国内体制再編成が必要となるうえ、入漁料負担をどうするかなどの問題がある。更にこの方法に係る問題として沿岸国の漁獲能力が増大した場合はフェイズ・アウトされる惧れがある。ソ連との関係が正にこれに当たる。

2) 日本の沿岸沖合水域の再開発

現在の漁獲量の中でも食用とされているのは約 750 万トンで、然もその中にはスケソウのスリ身など歩留りの低いものがあるので、実質的には日本の沿岸沖合水域を再開発することで食用魚の需要を賙い得るとの説がある。この説の問題としては次のような点があげられる。

i) イワシ、サバ等現在非食用用途に向けられている多獲性魚種を国民大衆が食用とするよう加工方法の改善や魚食普及に努める必要がある。

ii) 沿岸の生産力を増大させるため、海洋環境の保全、大規模漁礁の造成或いは漁撈技術の合理化等の措置を要し、そのため多額の公共資金投入を要すること。

iii) 中高級魚需要に応ずる栽培漁業には能力に限度があること。

等である。

3) 外国との提携事業の推進

新海洋法時代には200 哩は囲い込みはしたが資源の利用方法を持たない沿岸国と提携の必要性が出て来るものと思われ、合弁事業や技術協力による開発輸入が進むことが考えられる。然しこの場合にも問題点が多い。

i) 発展途上国が相手先の場合、社会的経済的に立遅れているため、目的とする事業に留らず性急な公共援助を強制したり、採算を度外視した過大な要求を押付けたら、国有化の危険もある。

ii) 先進国との提携の場合には法律や社会制度が整えられておりそれらの制度に従って水産業の特殊性を追求する上で多くの制約が存在する。また技術上経営上の優位性も少ない。

4) 公海資源の開発

新海洋法時代が到来しても200 哩の外側には公海が残るので、その場合公海の生物資源の開発可能性は存在する。然し乍らその場合には深海魚、外洋性表層魚、前線帯の赤イカ類など、漁撈技術や加工技術に技術開発が必要であり、開発や実用化に多大の経費と期間を要すると思われる。オキアミがその実例である。

3. むすび

新たな海洋法時代は資源の保護と適正利用に水産海洋学の役割が益々大きくなると思われ、資源量の推定、資源変動の解明或いは海洋環境の保全や海洋汚染の防止などに積極的な寄与が求められることになる。特に資源量の推定能力を持たぬ国への協力や、資源管理の国際機関への参加等に具体的な準備を要する時期と思われる。

2. 今後の水産のあり方、水産海洋研究のすすめ方

須 田 明 (水産庁研究開発部)

3. 水産環境情報モデルシステム整備に関する提案

馬 場 邦 彦 (株式会社オーシャンルーツ)

我が国漁業生産の重要性については今更言及するまでもなく、世界的な食糧資源の需要と供給の将来展望から見て、動物性蛋白資源確保という立場からその任務は更に重要な度を加えつつある。

これに対して我が国の漁業、特にその重要な分野を占める沖合ならびに遠洋漁業の現状は決して楽観出来る状態ではない。即ち国際環境の悪化、一部の魚種にあらわれた資源の窮迫、ソ連をはじめとする後発水産国の抬頭等による国際競争の激化などがその主原因であり、加えて船価、資材、燃費、人件費等の高騰等が更に加わり、現在の生産量を維持することすら次第に困難となりつつある。

これに対して各企業体、各生産団体とも生産活動の高効率化、合理化、安全化、或いは新しい事業、漁場、漁法の開発等の努力を重ね、これらの悪条件に対応しつつあるが、これらの背景となる有効な各種情報の不足が痛感される。

理想的には、水産に必要な気象、海況、漁況を総合した集中的な情報システムの設立運営を政府、業界の協力のもとに企図すべきであろうと考える。

現在、水産業以外の、建設、陸上交通、航空、電力等の各産業分野では、それぞれ独自の情報システムを整備し、それぞれの分野に関係のある自然環境に関連する情報の集中的な収集と処理解析を実施し、着実にその効果をあげつつある。水産業界においては、現在、各企業毎に、あるいは魚種団体ごとに、ないしは或る海域を限って海況等の自然環境の情報処理にあたってはいるが、そのいずれもが小規模小単位のシステムの範囲を出ず、沖合ないしは遠洋漁業が対象とするこの広大な海洋の諸環境をとりあげるには不十分と思われる。しかし、一足とびに集中的かつ統一的な情報システムを恒久的な形で設立することは、早急には困難である。

以上の如き現状から、その第一歩として次にあげるような或る特定の時期、特定の海域を限ったモデル的なシ